

令和 4 年 9 月

第 9 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### <専決処分報告>

報告第 3 号 専決処分について（令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号））

### <予算>

議案第 8 2 号 令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 8 3 号 令和 4 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 4 号 令和 4 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 5 号 令和 4 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 6 号 令和 4 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 7 号 令和 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

### <条例>

議案第 8 8 号 尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について

議案第 8 9 号 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 0 号 尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例について

議案第 9 1 号 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例について

議案第 9 2 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

### <その他>

議案第 9 3 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）

議案第 9 4 号 令和 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処

分について

- 議案第 95 号 令和 3 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 96 号 令和 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 97 号 令和 3 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 98 号 土地の譲渡について
- 議案第 99 号 工事請負契約について（庄下川河川改修工事）

# 報 告



## 報告第3号

### 専決処分について

令和4年度尼崎市一般会計補正予算について、令和4年8月17日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和4年9月6日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

### 令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度尼崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,025,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		14,872,974	148,149	15,021,123
	10 県 補 助 金	2,619,822	148,149	2,767,971
歳 入 合 計		214,877,498	148,149	215,025,647

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛 生 費		18,694,299	148,149	18,842,448
	05 保 健 衛 生 費	9,710,685	148,149	9,858,834
歳 出 合 計		214,877,498	148,149	215,025,647

(説 明)

新型コロナウイルス感染症対策として、感染急拡大に伴い、医療提供体制・感染拡大防止対策に係る既存事業の予算を増額するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 4 号 )

1 歳入歳出予算事項別明細書

報3-4

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	14,872,974	148,149	15,021,123			
10 項 県補助金	2,619,822	148,149	2,767,971			
20 目 衛生費補助金	107,609	148,149	255,758	新型コロナ ウイルス感 染症緊急包 括支援交付 金	148,149	○ (健康福祉局)  補助率 10/10  148,149  自宅療養者への配食サービス及びパルスオ キシメーター貸与に係る予算の増額に伴う  補正

歳 出  
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	18,694,299	148,149	18,842,448	特定財源 148,149 一般財源 0			
05 項 保健衛生費	9,710,685	148,149	9,858,834	特定財源 148,149 一般財源 0			
10 目 感染症対策 費	1,308,932	148,149	1,457,081	県支出金 148,149	12 委 託 料	148,149	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 148,149  自宅療養者への配食サービス及びパルスオキ シメーター貸与に係る予算の増額に伴う補正



# 予 算



議案第 8 2 号

令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 5 4 3, 3 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 3, 5 6 8, 9 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		57,463,604	888,676	58,352,280
	05 国庫負担金	46,061,636	620,469	46,682,105
	10 国庫補助金	11,227,876	268,207	11,496,083
60 繰入金		3,661,775	1,786,481	5,448,256
	10 基金繰入金	3,535,300	1,786,481	5,321,781
65 繰越金		36,792	2,807,073	2,843,865
	05 繰越金	36,792	2,807,073	2,843,865
70 諸収入		6,839,718	3,061,113	9,900,831
	25 収益事業収入	381,866	3,056,641	3,438,507
	30 雑入	6,068,867	4,472	6,073,339
歳入合計		215,025,647	8,543,343	223,568,990



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議 会 費		829,673	3,600	833,273
	05 議 会 費	829,673	3,600	833,273
10 総 務 費		17,326,416	6,641,021	23,967,437
	05 総 務 管 理 費	13,910,608	6,621,821	20,532,429
	10 徴 税 費	1,515,894	13,200	1,529,094
	15 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	1,371,216	6,000	1,377,216
15 民 生 費		111,247,039	378,887	111,625,926
	05 社 会 福 祉 費	42,732,200	164,831	42,897,031
	10 児 童 福 祉 費	33,460,474	74,856	33,535,330
	15 生 活 保 護 費	33,309,244	16,400	33,325,644
	25 青 少 年 費	1,745,121	122,800	1,867,921
20 衛 生 費		18,842,448	1,025,972	19,868,420
	05 保 健 衛 生 費	9,858,834	1,019,540	10,878,374
	10 保 健 所 費	1,395,837	5,600	1,401,437
	20 環 境 保 全 費	589,327	832	590,159
25 労 働 費		176,521	2,000	178,521
	10 労 働 諸 費	176,521	2,000	178,521
30 農 林 水 産 業 費		146,278	8,370	154,648
	05 農 業 費	146,278	8,370	154,648
35 商 工 費		1,374,669	263,311	1,637,980
	05 商 工 費	1,374,669	263,311	1,637,980
40 土 木 費		17,329,857	3,077	17,332,934
	30 都 市 計 画 費	4,383,655	3,077	4,386,732

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教 育 費		17,935,992	217,105	18,153,097
	05 教 育 総 務 費	6,117,291	41,889	6,159,180
	25 幼 稚 園 費	576,962	2,000	578,962
	30 特 別 支 援 学 校 費	269,164	8,800	277,964
	35 社 会 教 育 費	1,020,350	50,799	1,071,149
	40 保 健 体 育 費	5,085,587	113,617	5,199,204
歳 出 合 計		215,025,647	8,543,343	223,568,990

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	生涯学習プラザ等整備事業	69,061
15 民生費	10 児童福祉費	公立保育所施設整備事業	31,109

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
市営住宅建替等事業	令和8年度	8,663,599



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 5 号 )

議82-8

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	57,463,604	888,676	58,352,280			
05 項 国庫負担金	46,061,636	620,469	46,682,105			
20 目 衛生費負担金	1,384,933	620,469	2,005,402	保健事業費 負担金	516,932	○ (健康福祉局)  感染症患者入院医療費 230,008  負担率 3/4  入院費用の公費負担に係る予算の増額に伴う補正  感染症発生動向調査事業費 286,924  負担率 1/2  PCR等行政検査の公費負担に係る予算の増額に伴う補正
				新型コロナ ウイルスワ クチン接種 対策費国庫 負担金	103,537	○ (健康福祉局)  負担率 10/10 103,537  新型コロナウイルスワクチン4回目接種の  実施に伴う補正

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	11,227,876	268,207	11,496,083			
10 目 総務費補助金	2,858,238	268,207	3,126,445	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	268,207	○ (総合政策局)  補助率 10/10  新型コロナウイルス感染症対応にかかる事  業実施に伴う補正

議82-10

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,661,775	1,786,481	5,448,256			
10 項 基金繰入金	3,535,300	1,786,481	5,321,781			
05 目 財政調整基金繰入金	2,000,000	1,784,336	3,784,336	財政調整基 金繰入金	1,784,336	○ (資産統括局)  補正財源として財政調整基金繰入金を補正 1,784,336
55 目 学校給食費調整基金繰入金	-	2,145	2,145	学校給食費 調整基金繰 入金	2,145	○ (教育委員会事務局)  これまで通りの栄養バランスのとれた給食 を実施するため、小中学校等の物価高騰相 当分を負担することに伴う補正 2,145



歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	36,792	2,807,073	2,843,865			
05 項 繰越金	36,792	2,807,073	2,843,865			
05 目 繰越金	36,792	2,807,073	2,843,865	繰越金	2,807,073	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 2,807,073

議82-12

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,839,718	3,061,113	9,900,831			
25 項 収益事業収入	381,866	3,056,641	3,438,507			
15 目 競艇場事業収入	320,000	3,056,641	3,376,641	競艇場事業 収入	3,056,641	○ (資産統括局)  モーターボート競走事業会計における未処 3,056,641  分利益剰余金の処分に伴う補正

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	6,068,867	4,472	6,073,339			
20 目 雑 入	6,068,864	4,472	6,073,336	学校給食費 収入	4,472	○ (教育委員会事務局)  これまで通りの栄養バランスのとれた給食 を実施するため、小中学校等の物価高騰相 当分を負担することに伴う補正  4,472

議82-14

歳 出  
05 議会費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 議会費	829,673	3,600	833,273	特定財源 0 一般財源 3,600			
05 項 議会費	829,673	3,600	833,273	特定財源 0 一般財源 3,600			
05 目 議会費	829,673	3,600	833,273	一般財源 3,600	1 報 酬	3,600	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 3人 離職慰労金の支給に伴う補正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	17,326,416	6,641,021	23,967,437	特定財源 28,500 一般財源 6,612,521			
05 項 総務管理費	13,910,608	6,621,821	20,532,429	特定財源 28,500 一般財源 6,593,321			
05 目 一般管理費	6,729,943	8,000	6,737,943	一般財源 8,000	1 報 酬	8,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 54人 離職慰労金の支給に伴う補正 8,000
55 目 財産管理費	3,582,605	5,154,163	8,736,768	一般財源 5,154,163	24 積 立 金	5,154,163	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 決算剰余金の2分の1相当額等の積立に伴う 補正 1,433,835 ○ 減債基金積立金 353,779 令和3年度に積立ができなかった不動産売払 収入の積立に伴う補正 ○ 公共施設整備保全基金積立金 3,366,549 競艇場事業収入等の積立に伴う補正

議82-16

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 目 企 画 費	253,627	28,500	282,127	国庫支出金 28,500	18 負担金、補助及び交付金	28,500	○ 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金 (都市整備局) 公共交通事業者に対して燃料価格高騰相当分 を補助することに伴う補正 28,500
61 目 市民活動推進費	1,336,741	158	1,336,899	一般財源 158	24 積 立 金	158	○ 暴力団排除活動支援基金積立金(危機管理安 全局) 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金の積立に伴う補正 158
70 目 諸 費	1,055,140	1,431,000	2,486,140	一般財源 1,431,000	22 償還金、利 子及び割引 料	1,431,000	○ 税外収入還付金(資産統括局) 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出 金等に係る予算の増額に伴う補正 1,431,000

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 徴 税 費	1,515,894	13,200	1,529,094	特定財源 0 一般財源 13,200			
05 目 税務総務費	951,484	13,200	964,684	一般財源 13,200	1 報 酬	13,200	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 13,200 ） 37人 離職慰労金の支給に伴う補正

議82-18

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 戸籍住民基本台帳費	1,371,216	6,000	1,377,216	特定財源 0 一般財源 6,000			
05 目 戸籍住民基本台帳費	1,371,216	6,000	1,377,216	一般財源 6,000	1 報 酬	6,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 6,000 ） 12人 離職慰労金の支給に伴う補正



歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	111,247,039	378,887	111,625,926	特定財源 72,241 一般財源 306,646			
05 項 社会福祉費	42,732,200	164,831	42,897,031	特定財源 64,616 一般財源 100,215			
05 目 社会福祉総 務費	23,285,146	53,200	23,338,346	一般財源 53,200	1 報 酬	22,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 83人 離職慰労金の支給に伴う補正 ○ 国民健康保険事業費会計繰出金（総務局） 離職慰労金の支給に係る予算の増額に伴う補 正 ○ 介護保険事業費会計繰出金（健康福祉局） 離職慰労金の支給に係る予算の増額に伴う補 正
					27 繰 出 金	31,200	

議82-20

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
07 目 障害福祉費	16,452,610	18,469	16,471,079	国庫支出金 8,096 一般財源 10,373	18 負担金、補助及び交付金	18,469	○ 物価高騰対策福祉施設等支援事業費（健康福祉局） 障害福祉施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付することに伴う補正 ○ 濃厚接触者等在宅支援提供事業費 濃厚接触者等や陽性者になった利用者に支援を行う障害福祉サービス従事者へ支給する協力金に係る予算の増額に伴う補正	10,373 8,096
20 目 老人福祉費	2,341,898	93,162	2,435,060	国庫支出金 56,520 一般財源 36,642	18 負担金、補助及び交付金	93,162	○ 物価高騰対策福祉施設等支援事業費（健康福祉局） 介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付することに伴う補正	36,642

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ 濃厚接触者等在宅支援提供事業費 56,520 濃厚接触者等や陽性者になった利用者に支援を行う介護サービス従事者へ支給する協力金に係る予算の増額に伴う補正

議82-22

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	33,460,474	74,856	33,535,330	特定財源 7,625 一般財源 67,231			
05 目 児童福祉総 務費	18,497,500	18,706	18,516,206	一般財源 18,706	1 報 酬	15,600	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 311人 離職慰労金の支給に伴う補正 ○ 物価高騰対策福祉施設等支援事業費（健康福 祉局） 障害福祉（児）施設等の利用者への安定的な サービス提供に資するため、物価高騰の影響 を受けた当該施設等に対して給付金を給付す ることに伴う補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	3,106	
17 目 児童保育費	13,971,350	48,525	14,019,875	一般財源 48,525	18 負担金、補 助及び交付 金	48,525	○ 教育・保育施設給食費負担軽減事業費（こど も青少年局） これまで通りの栄養バランスのとれた給食が 実施されるよう、法人保育施設等に対して物 価高騰相当分を補助することに伴う補正

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 目 保育所費	325,552	7,625	333,177	国庫支出金 7,625	10 需 用 費	7,625	○ 公立保育所運営事業費（こども青少年局） 7,625  これまで通りの栄養バランスのとれた給食を 実施するため、公立保育所の物価高騰相当分 を負担することに伴う補正

議82-24

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 生活保護費	33,309,244	16,400	33,325,644	特定財源 0 一般財源 16,400			
05 目 生活保護総 務費	1,397,115	16,400	1,413,515	一般財源 16,400	1 報 酬	16,400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 16,400 ） 61人 離職慰労金の支給に伴う補正

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,745,121	122,800	1,867,921	特定財源 0 一般財源 122,800			
05 目 青少年総務 費	1,077,588	122,800	1,200,388	一般財源 122,800	1 報 酬	122,800	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 122,800 ） 287人 離職慰労金の支給に伴う補正

議82-26

歳 出  
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	18,842,448	1,025,972	19,868,420	特定財源 645,497 一般財源 380,475			
05 項 保健衛生費	9,858,834	1,019,540	10,878,374	特定財源 645,497 一般財源 374,043			
05 目 保健衛生総 務費	843,529	400	843,929	一般財源 400	1 報 酬	400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 5人 離職慰労金の支給に伴う補正 400
10 目 感染症対策 費	1,457,081	915,603	2,372,684	国庫支出金 541,960 一般財源 373,643	12 委 託 料	35,075	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 入院費用及びPCR等行政検査の公費負担に 係る予算並びに居住系高齢者施設等の従事者 に対するサーベイランス検査に係る予算の増 額に伴う補正 915,603
					19 扶 助 費	880,528	
15 目 予防接種費	3,376,002	103,537	3,479,539	国庫支出金 103,537	12 委 託 料	82,829	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健 康福祉局） 新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実 施に伴う補正 103,537
					19 扶 助 費	20,708	



歳 出  
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 保健所費	1,395,837	5,600	1,401,437	特定財源 0 一般財源 5,600			
05 目 保健所費	1,395,837	5,600	1,401,437	一般財源 5,600	1 報 酬	5,600	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 5,600 ） 50人 離職慰労金の支給に伴う補正

議82-28

歳 出  
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 環境保全費	589,327	832	590,159	特定財源 0 一般財源 832			
10 目 環境対策費	362,480	832	363,312	一般財源 832	24 積 立 金	832	○ 環境基金積立金（経済環境局） 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金等の積立に伴う補正

--	--	--	--	--	--	--	--

歳 出  
25 労働費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労働費	176,521	2,000	178,521	特定財源 0 一般財源 2,000			
10 項 労働諸費	176,521	2,000	178,521	特定財源 0 一般財源 2,000			
05 目 労 政 費	176,521	2,000	178,521	一般財源 2,000	1 報 酬	2,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 2,000 ） 6 人 離職慰労金の支給に伴う補正

議82-30

歳 出

30 農林水産業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 款 農林水産業費	146,278	8,370	154,648	特定財源 8,370 一般財源 0			
05 項 農 業 費	146,278	8,370	154,648	特定財源 8,370 一般財源 0			
15 目 農業振興費	10,336	8,370	18,706	国庫支出金 8,370	17 備品購入費	2,370	○ 都市農業活性化推進事業費（経済環境局） 野菜の無人販売機購入費の一部補助等に伴う 補正
					18 負担金、補助及び交付金	6,000	

歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	1,374,669	263,311	1,637,980	特定財源 134,068 一般財源 129,243			
05 項 商工費	1,374,669	263,311	1,637,980	特定財源 134,068 一般財源 129,243			
05 目 商工総務費	436,469	1,200	437,669	一般財源 1,200	27 繰 出 金	1,200	○ 地方卸売市場事業費会計繰出金（経済環境局 ） 離職慰労金の支給に係る予算の増額に伴う補 正 1,200
10 目 商工業振興 費	751,896	164,511	916,407	国庫支出金 134,068 一般財源 30,443	12 委 託 料	18,662	○ SDGs「あま咲きコイン」推進事業費（経 済環境局） 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用した ポイント還元事業の発行数拡大に伴う補正 ○ SDGs地域活性化基金積立金 447 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金の積立に伴う補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	145,402	
					24 積 立 金	447	

議82-32

歳 出  
35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 目 金融対策費	60,882	86,923	147,805	一般財源 86,923	12 委 託 料	2,773	○ コロナ対策信用保証料補助金関係事業費（経済環境局） 兵庫県中小企業融資制度の利用に際し必要な信用保証料の一部補助に伴う補正
					18 負担金、補助及び交付金	84,150	
35 目 観 光 費	114,602	10,677	125,279	一般財源 10,677	12 委 託 料	10,677	○ 観光地域づくり推進事業費（経済環境局） 尼崎城、寺町等における音声ガイド導入等に伴う補正

歳 出  
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	17,329,857	3,077	17,332,934	特定財源 0 一般財源 3,077			
30 項 都市計画費	4,383,655	3,077	4,386,732	特定財源 0 一般財源 3,077			
05 目 都市計画総 務費	564,736	2,400	567,136	一般財源 2,400	1 報 酬	2,400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 4人 離職慰労金の支給に伴う補正
25 目 公園費	2,630,112	677	2,630,789	一般財源 677	24 積 立 金	677	○ 緑化基金積立金（都市整備局） 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金等の積立に伴う補正

議82-34

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	17,935,992	217,105	18,153,097	特定財源 6,617 一般財源 210,488			
05 項 教育総務費	6,117,291	41,889	6,159,180	特定財源 0 一般財源 41,889			
10 目 事務局費	1,646,134	8,000	1,654,134	一般財源 8,000	1 報 酬	8,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 32人 離職慰労金の支給に伴う補正 8,000
15 目 学校指導費	828,259	13,200	841,459	一般財源 13,200	1 報 酬	13,200	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 79人 離職慰労金の支給に伴う補正 13,200
25 目 教育諸費	3,183,234	20,689	3,203,923	一般財源 20,689	18 負担金、補 助及び交付 金	19,695	○ 教育・保育施設給食費負担軽減事業費（こど も青少年局） これまで通りの栄養バランスのとれた給食が 実施されるよう、私立幼稚園等に対して物価 高騰相当分を補助することに伴う補正 19,695
					24 積 立 金	994	



歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ 教育振興基金積立金 (教育委員会事務局) 994 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金の積立に伴う補正

議82-36

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 幼稚園費	576,962	2,000	578,962	特定財源 0 一般財源 2,000			
05 目 幼稚園費	576,962	2,000	578,962	一般財源 2,000	1 報 酬	2,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 2,000 ） 21人 離職慰労金の支給に伴う補正

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 特別支援学 校費	269,164	8,800	277,964	特定財源 0 一般財源 8,800			
05 目 特別支援学 校費	269,164	8,800	277,964	一般財源 8,800	1 報 酬	8,800	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 25人 離職慰労金の支給に伴う補正 8,800

議82-38

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 項 社会教育費	1,020,350	50,799	1,071,149	特定財源 0 一般財源 50,799			
05 目 社会教育総 務費	425,555	24,400	449,955	一般財源 24,400	1 報 酬	24,400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 24,400 ） 33人 離職慰労金の支給に伴う補正
15 目 図書館費	276,485	3,302	279,787	一般財源 3,302	12 委 託 料	3,302	○ 歴史的公文書等管理・公開事業費（教育委員 3,302 会事務局） 中央図書館に保管されている歴史的公文書等 のデジタル化に伴う補正
18 目 歴史博物館 費	172,438	23,097	195,535	一般財源 23,097	12 委 託 料	23,097	○ 歴史的公文書等管理・公開事業費（教育委員 9,965 会事務局） 歴史博物館に保管されている歴史的公文書等 のデジタル化に伴う補正 ○ M L A 連携推進事業費 13,132 歴史博物館所蔵図書検索システムと図書館検 索システムの一元化に伴う補正

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	5,085,587	113,617	5,199,204	特定財源 6,617 一般財源 107,000			
05 目 保健体育総 務費	573,492	26,000	599,492	一般財源 26,000	1 報 酬	26,000	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 26,000 ） 51人 離職慰労金の支給に伴う補正
09 目 学校給食物 資調達費	1,563,437	87,617	1,651,054	その他 6,617 一般財源 81,000	10 需 用 費	87,617	○ 給食物資調達関係事業費（教育委員会事務局 87,617 ） これまで通りの栄養バランスのとれた給食を 実施するため、小中学校等の物価高騰相当分 を負担することに伴う補正

議82-40

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考											
		報酬	給料	職員手当	計														
補正後	(2,721) 2,918	3,781,788	10,852,820	10,379,878	25,014,486	4,562,156	29,576,642												
補正前	(2,721) 2,918	3,481,388	10,852,820	10,379,878	24,714,086	4,562,156	29,276,242												
比較	(-) -	300,400	-	-	300,400	-	300,400												
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給	管理職員特別勤務手当	宿日直	夜間勤務手当	管理職	期末勤勉手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	287,371	1,140,440	265,402	254,722	171,826	841,178	214,937	5,100	441	51,099	227,322	5,325,098	1,387	6,495	10,389	18,480	1,558,191	
	補正前	287,371	1,140,440	265,402	254,722	171,826	841,178	214,937	5,100	441	51,099	227,322	5,325,098	1,387	6,495	10,389	18,480	1,558,191	
	比較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	( 58 ) 2,918	10,852,820	9,748,272	20,601,092	3,987,197	24,588,289													
補 正 前	( 58 ) 2,918	10,852,820	9,748,272	20,601,092	3,987,197	24,588,289													
比 較	( - ) -	-	-	-	-	-													
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育	教 員 特 別	初 任 給 調 整	退 職 手 当	
	補 正 後	287,371	1,140,440	265,402	254,722	171,826	841,178	214,937	5,100	441	51,099	227,322	4,693,492	1,387	6,495	10,389	18,480	1,558,191	
	補 正 前	287,371	1,140,440	265,402	254,722	171,826	841,178	214,937	5,100	441	51,099	227,322	4,693,492	1,387	6,495	10,389	18,480	1,558,191	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議82-42

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(2,663)	3,781,788		631,606	4,413,394	574,959	4,988,353												
補 正 前	(2,663)	3,481,388		631,606	4,112,994	574,959	4,687,953												
比 較	( - )	300,400		-	300,400	-	300,400												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												631,606						
	補 正 前												631,606						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



### 3 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費	生涯学習プラザ等整備事業	69,061	入札不調により、工事の年度内完了が見込めないため
15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費	公立保育所施設整備事業	31,109	入札不調により、工事の年度内完了が見込めないため

議82-44

4 債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和3年度末までの 支 出 額		令 和 4 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
市 営 住 宅 建 替 等 事 業	8,663,599			令和8年度まで	8,663,599	3,787,977	3,830,700		1,044,922	

議案第 8 3 号

令和 4 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 8 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 8 8 7, 2 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		5,439,708	14,800	5,454,508
	05 他会計繰入金	4,954,550	14,800	4,969,350
歳入合計		47,872,451	14,800	47,887,251

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		978,133	14,800	992,933
	05 総務管理費	969,391	14,800	984,191
歳出合計		47,872,451	14,800	47,887,251

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)



歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総 務 費	978,133	14,800	992,933	特定財源 0 一般財源 14,800			
05 項 総務管理費	969,391	14,800	984,191	特定財源 0 一般財源 14,800			
05 目 一般管理費	924,782	14,400	939,182	一般財源 14,400	1 報 酬	14,400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 27人 離職慰労金の支給に伴う補正 14,400
20 目 収納率向上 特別対策費	28,986	400	29,386	一般財源 400	1 報 酬	400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 5人 離職慰労金の支給に伴う補正 400

議83-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考											
		報酬	給料	職員手当	計														
補正後	(47) 62	112,619	213,631	165,485	491,735	93,866	585,601												
補正前	(47) 62	97,819	213,631	165,485	476,935	93,866	570,801												
比較	(-) -	14,800	-	-	14,800	-	14,800												
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	3,126	21,938	8,160	4,711		16,970					2,574	108,006						
	補正前	3,126	21,938	8,160	4,711		16,970					2,574	108,006						
	比較	-	-	-	-		-					-	-						
備考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	( 1 ) 62	213,631	146,071	359,702	75,279	434,981													
補 正 前	( 1 ) 62	213,631	146,071	359,702	75,279	434,981													
比 較	( - ) -	-	-	-	-	-													
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	3,126	21,938	8,160	4,711		16,970					2,574	88,592						
	補 正 前	3,126	21,938	8,160	4,711		16,970					2,574	88,592						
	比 較	-	-	-	-		-					-	-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議83-8

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	( 46 )	112,619		19,414	132,033	18,587	150,620												
補 正 前	( 46 )	97,819		19,414	117,233	18,587	135,820												
比 較	( - )	14,800		-	14,800	-	14,800												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												19,414						
	補 正 前												19,414						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議案第 8 4 号

令和 4 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度尼崎市の特別会計地方卸売市場事業費補正予算 (第 1 号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 7, 8 2 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		36,319	1,200	37,519
	05 他会計繰入金	36,319	1,200	37,519
歳入合計		356,628	1,200	357,828

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 地方市場費		346,628	1,200	347,828
	05 市場管理費	346,628	1,200	347,828
歳出合計		356,628	1,200	357,828

特 別 会 計

地方卸売市場事業費予算説明書

(補正1号)

議84-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	36,319	1,200	37,519			
05 項 他会計繰入金	36,319	1,200	37,519			
05 目 他会計繰入金	36,319	1,200	37,519	他会計繰入金	1,200	○ (経済環境局) 離職慰労金の支給に伴う補正 1,200

歳 出

05 地方市場費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 地方市場費	346,628	1,200	347,828	特定財源 0 一般財源 1,200			
05 項 市場管理費	346,628	1,200	347,828	特定財源 0 一般財源 1,200			
05 目 市場総務費	346,628	1,200	347,828	一般財源 1,200	1 報 酬	1,200	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 3人 離職慰労金の支給に伴う補正

議84-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考										
		報酬	給料	職員手当	計													
補正後	(4) 7	11,064	28,802	25,092	64,958	12,257	77,215											
補正前	(4) 7	9,864	28,802	25,092	63,758	12,257	76,015											
比較	(-) -	1,200	-	-	1,200	-	1,200											
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当
	補正後	1,548	3,083	1,620	1,021	24	1,899					858	15,039					
	補正前	1,548	3,083	1,620	1,021	24	1,899					858	15,039					
	比較	-	-	-	-	-	-	-					-	-				
備考																		

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考									
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	7	28,802	23,247	52,049				10,394	62,443										
補 正 前	7	28,802	23,247	52,049				10,394	62,443										
比 較	-	-	-	-				-	-										
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	1,548	3,083	1,620	1,021	24	1,899					858	13,194						
	補 正 前	1,548	3,083	1,620	1,021	24	1,899					858	13,194						
	比 較	-	-	-	-	-	-	-					-	-					
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議84-8

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	( 4 )	11,064		1,845	12,909	1,863	14,772												
補 正 前	( 4 )	9,864		1,845	11,709	1,863	13,572												
比 較	( - )	1,200		-	1,200	-	1,200												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												1,845						
	補 正 前												1,845						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議案第 85 号

令和 4 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度尼崎市の特別会計公害病認定患者救済事業費補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22, 992 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		13,799	1,600	15,399
	05 基金繰入金	13,799	1,600	15,399
歳入合計		21,392	1,600	22,992

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 公害救済事業費		21,292	1,600	22,892
	05 公害救済事業費	21,292	1,600	22,892
歳出合計		21,392	1,600	22,992

特 別 会 計

公害病認定患者救済事業費予算説明書

( 補 正 1 号 )

議85-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	13,799	1,600	15,399			
05 項 基金繰入金	13,799	1,600	15,399			
05 目 公害救済事業基金繰入金	13,799	1,600	15,399	公害救済事 業基金繰入 金	1,600	○ (健康福祉局) 離職慰労金の支給に伴う補正 1,600

歳 出

05 公害救済事業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 公害救済事 業費	21,292	1,600	22,892	特定財源 1,600 一般財源 0			
05 項 公害救済事 業費	21,292	1,600	22,892	特定財源 1,600 一般財源 0			
05 目 救済事業管 理費	7,559	1,600	9,159	その他 1,600	1 報 酬	1,600	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 2人 離職慰労金の支給に伴う補正 1,600

議85-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区 分	職 員 数		給 与 費				共 済 費	合 計	備 考										
	(人)		報 酬	給 料	職 員 手 当	計													
補正後	(2)		6,710		1,022	7,732	1,047	8,779											
補正前	(2)		5,110		1,022	6,132	1,047	7,179											
比較	(-)		1,600		-	1,600	-	1,600											
職内 手当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後												1,022						
	補正前												1,022						
	比較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	( 2 )	6,710		1,022	7,732	1,047	8,779												
補 正 前	( 2 )	5,110		1,022	6,132	1,047	7,179												
比 較	( - )	1,600		-	1,600	-	1,600												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												1,022						
	補 正 前												1,022						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



議案第 86 号

令和 4 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度尼崎市の尼崎市特別会計青少年健全育成事業費補正予算  
(第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 995 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,925 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		-	995	995
	05 繰越金	-	995	995
歳入合計		8,930	995	9,925

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 基金積立金		3,420	995	4,415
	05 基金積立金	3,420	995	4,415
歳出合計		8,930	995	9,925

特 別 会 計

青少年健全育成事業費予算説明書

(補正1号)

議86-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	-	995	995			
05 項 繰越金	-	995	995			
05 目 繰越金	-	995	995	繰越金	995	○ (こども青少年局) 補正財源として前年度繰越金を補正 995

歳 出

10 基金積立金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 基金積立金	3,420	995	4,415	特定財源 0 一般財源 995			
05 項 基金積立金	3,420	995	4,415	特定財源 0 一般財源 995			
05 目 青少年健全 育成基金積 立金	3,420	995	4,415	一般財源 995	24 積 立 金	995	○ 青少年健全育成基金積立金（こども青少年局 ） 令和3年度に積立ができなかったふるさと納 税寄付金の積立に伴う補正





議案 87 号

令和 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,334,859 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		8,156,617	16,400	8,173,017
	05 他会計繰入金	7,573,724	16,400	7,590,124
歳入合計		47,318,459	16,400	47,334,859

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		987,397	16,400	1,003,797
	05 総務管理費	987,397	16,400	1,003,797
歳出合計		47,318,459	16,400	47,334,859

特 別 会 計

介 護 保 險 事 業 費 予 算 説 明 書

( 補 正 1 号 )

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

議87-4

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	8,156,617	16,400	8,173,017			
05 項 他会計繰入金	7,573,724	16,400	7,590,124			
05 目 他会計繰入金	7,573,724	16,400	7,590,124	職員給与費 等繰入金	16,400	○ (健康福祉局)  離職慰労金の支給に伴う補正  <span style="float: right;">16,400</span>

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総 務 費	987,397	16,400	1,003,797	特定財源 0 一般財源 16,400			
05 項 総務管理費	987,397	16,400	1,003,797	特定財源 0 一般財源 16,400			
05 目 一般管理費	573,860	16,400	590,260	一般財源 16,400	1 報 酬	16,400	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 16,400 ） 47人 離職慰労金の支給に伴う補正

議87-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考											
		報酬	給料	職員手当	計														
補正後	(63) 33	164,087	124,064	114,357	402,508	75,929	478,437												
補正前	(63) 33	147,687	124,064	114,357	386,108	75,929	462,037												
比較	(-) -	16,400	-	-	16,400	-	16,400												
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直	夜間勤務 手当	管理職	期末勤勉 手当	定時制 通教育 手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	3,538	12,934	2,278	2,815		10,249					1,716	80,827						
	補正前	3,538	12,934	2,278	2,815		10,249					1,716	80,827						
	比較	-	-	-	-		-					-	-						
備考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	33	124,064			87,640	211,704	48,259	259,963											
補 正 前	33	124,064			87,640	211,704	48,259	259,963											
比 較	-	-			-	-	-												
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	3,538	12,934	2,278	2,815		10,249					1,716	54,110						
	補 正 前	3,538	12,934	2,278	2,815		10,249					1,716	54,110						
	比 較	-	-	-	-		-					-	-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議87-8

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	( 63 )	164,087		26,717	190,804	27,670	218,474												
補 正 前	( 63 )	147,687		26,717	174,404	27,670	202,074												
比 較	( - )	16,400		-	16,400	-	16,400												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												26,717						
	補 正 前												26,717						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。



# 条 例



議案第 88 号

尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について

尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和 24 年尼崎市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項ただし書中「の各号」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「(前号に該当する者を除く。)」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 4 条の 3 中「15 年」を「20 年」に改める。

第 5 条の 5 第 2 項中「昭和 32 年尼崎市条例第 24 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第 12 条の 3 の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 12 条の 4 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 12 条の 6 第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第 5 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 3 項中「まで」の次に「又は附則第 8 項から第 13 項まで」を加え、附則第 4 項中「第 4 条の 2」の次に「及び附則第 11 項」を加え、附則第 5 項中「第 4 条」の次に「又は附則第 9 項」を加え、附則中第 8 項を第 15 項とし、第 7 項の次に次の 7 項を加える。

- 8 当分の間、第3条第1項及び第2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第8項において準用する前項」と読み替えるとともに、第2条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（附則第8項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。
- 9 当分の間、第4条第1項及び第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第9項において準用する前項」と読み替えるとともに、第2条の規定の適用については、同条第1項中「第4条」とあるのは、「第4条（附則第9項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。
- 10 前2項の規定は、給与条例第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 11 給与条例付則第40項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 12 当分の間、第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号、第6号若しくは第7号に掲げる者に対する第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3中「定年に」とあるのは「定年（附則第10項に規定する職員以外の職員（以下「旧定年60歳職員」という。）にあつては、60歳）に」と、「20年を減じた年齢」とあるのは「15年を減じた年齢（旧定年60歳職員にあつては、45歳）」と、同条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、

第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（旧定年60歳職員にあっては、60歳）」とする。

13 当分の間、第4条第1項第2号又は第4号に掲げる者に対する第4条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「定年（附則第10項に規定する職員以外の職員（以下「旧定年60歳職員」という。）にあっては、60歳）に」と、「20年を減じた年齢」とあるのは「15年を減じた年齢（旧定年60歳職員にあっては、45歳）」とする。

14 市長が別に定める場合を除き、給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定（以下この項において「調整額規定」という。）により給料を支給されたことがある者に対して支給するこの条例の規定による退職手当の額の計算に係る給料月額には、当該調整額規定により支給された給料を含むものとする。

（尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年尼崎市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「で再任用短時間勤務職員」を「で、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第13条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業(職員が、管理者が別に定める年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日(尼崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間内において、1日の勤務時間の一部(管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)

の承認

第14条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年等条例第13条又は第14条第1項」に改める。

(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の6第1項若しくは第2項」を「尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。）第13条又は第14条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の2の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「職員（短時間勤務の職を占める者に限る。以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち当該定年前再任用短時間勤務職員の等級に応じた額」に、「再任用短時間勤務職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同項を同条とする。

第12条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項」を「以下この条」に改める。

第12条の3第1項中「職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第12条の4第2項第2号及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第3項及び第6項各号並びに第21条の4第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則中第61項を第69項とし、第48項から第60項までを8項ずつ繰り下げ、付則第47項の前の見出しを削り、同項を付則第55項とし、同項の前に見出しとして「（期末手当及び勤勉手当の額の特例）」を付し、付則第46項中「付則第41項」を「付則第49項」に改め、同項を付則第54項とし、付則第45項中「付則第43項」を「付則第51項」に、「付則第41項」を「付則第49項」に改め、同項を付則第53項とし、付則第44項を付則第52項とし、付則第43項中「付則第41項」を「付則第49項」に、「付則第45項」

を「付則第 5 3 項」に、「付則第 4 6 項」を「付則第 5 4 項」に改め、同項を付則第 5 1 項とし、付則第 4 2 項を付則第 5 0 項とし、付則第 4 1 項の前の見出しを削り、同項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を付則第 4 9 項とし、同項の前に見出しとして「（住居手当の特例）」を付し、付則中第 4 0 項を第 4 8 項とし、第 3 9 項の次に次の 8 項を加える。

4 0 当分の間、職員の給料月額は、職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（付則第 4 2 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の等級及び号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（その額に 5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げる。）とする。

4 1 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には、適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて採用される職員
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員
- (3) 定年等条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（定年等条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 定年等条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間（法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間をいい、定年等条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

4 2 当分の間、他の職への降任等（法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をいう。以下この項において同じ。）をされた職員でその他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第 4 4 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、付則第 4 0 項の規定により特定日に



当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、特定日以後、当該特定日給料月額のほか、当該基礎給料月額と当該特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 43 前項の規定により算定される給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「除く」とあるのは「除く。以下この項において同じ」と、「基礎給料月額と当該特定日給料月額」とあるのは「職員の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 44 当分の間、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第42項に規定する職員を除く。）で、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項から付則第47項までにおいて同じ。）の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、付則第42項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 45 当分の間、付則第42項又は前項の規定により給料を支給される職員以外の職員で付則第40項の規定の適用を受けるもののうち、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、付則第42項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 46 市長が別に定める場合を除き、付則第42項又は前2項の規定

により給料を支給される場合においては、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条並びに第21条第4項、第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項に規定する給料月額には、その支給される給料を含むものとする。

47 付則第40項から前項までに規定するもののほか、付則第40項の規定による給料月額の決定、付則第42項の規定による給料の支給その他付則第40項から前項までの規定の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2ア中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表ア再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

別表第2ア備考(2)中「給料月額」の次に「及び基準給料月額」を加え、同表イ中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

外」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	225,200	271,100	324,400

別表第2イ備考(2)中「給料月額」の次に「及び基準給料月額」を加える。

別表第3中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	315,100	356,800

別表第3の2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市職員」を「市の職員」に改め、「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者」を削る。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の5第2項中「昭和32年尼崎市条例第24号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第12条の3の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第12条の4第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第12条の6第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

付則第6項中「まで」の次に「又は付則第11項から第15項まで」を加え、付則第7項中「第5条の2」の次に「及び付則第13項」を加え、付則第8項中「第5条」の次に「又は付則第12項」を加え、付則中第11項を第17項とし、第10項の次に次の6項を加える。

11 当分の間、第4条第1項及び第2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「付則第11項において準用する前項」と読み替えるとともに、第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（付則第11項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

12 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「付則第12項において準用する前項」と読み替える」と

もに、第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条（付則第12項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

13 給与条例付則第40項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第4条第1項第4号又は第5条第1項第3号、第6号若しくは第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「60歳」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号又は第4号に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳」とする。

16 教育委員会が市長と協議して別に定める場合を除き、給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定（以下この項において「調整額規定」という。）により給料を支給されたことがある者に対して支給するこの条例の規定による退職手当の額の計算に係る給料月額には、当該調整額規定により支給された給料を含むものとする。

（尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年尼崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条第1号中「第6号」の次に「及び第7号」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）

第5条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の1項を加える。

（教職調整額の金額の特例）

6 給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定により給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定により給料として支給される額との合計額」とする。

（尼崎市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第8条 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の7並びに附則第21項及び第23項」に、「職員」を「法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の一に該当する」を「に掲げる事由がある」に、「は、その」を「は、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、

「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）（第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を除く。）の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「、その」を「、当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に、「期限を」を「これらの期限を」に改め、同項ただし書中「その期限」を「その延長後の期限」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「当該」を「その」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「当該」を「これらの」に、「期限を定めてその期限を繰り上げて退職させるこ

とができる」を「これらの期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の10条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第11条第1項に規定する管理監督職員(給与条例第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員を除く。)又は尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号)第3条の2に規定する管理監督職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) その職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力(法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。



- (3) その職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき職員について、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職員の職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間（以下「1項等延長期間」という。）を含む。以下この項において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員について前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、

市長の承認を得て、その延長後の異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該延長後の異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該延長後の異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長された後の異動期間の末日は、当該管理監督職に係る異動期間（1項等延長期間を除く。）の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき職員（特定管理監督職群（法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員に限る。）（以下この項において「他の職への降任等をすべき管理監督職員」という。）について、その占める管理監督職が属する特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該他の職への降任等をすべき管理監督職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該他の職への降任等をすべき管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該他の職への降任等をすべき管理監督職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該他の職への降任等をすべき管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（1項等延長期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員につい

て前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定によりその延長された異動期間（1項等延長期間を含む。）を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（第1項から前項まで又はこの項の規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの延長後の異動期間（第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げたときは、その繰上げ後の期限までの異動期間）（以下この項において「延長後の異動期間」という。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該延長後の異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該延長後の異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第12条において同じ。）を延長する場合及び前条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合には、あらかじめ、これらの措置を受ける職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（1項等延長期間を含む。以下この条において同じ。）を延長した場合において、その延長後の異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該延長後の異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、その延長後の異動期間の末日の到来前に当該延長の事由が消滅したときは、当該異動期間に係る管理監督職を占める職員について、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、職員であった者で年齢60年に達した日以後に退職したもの(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が、当該年齢60年以上退職者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。)を年齢60年に達した日以後に退職した者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定により採用する場合について準用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

7 前項の規定は、尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）第8条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

8 当分の間、任命権者は、職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において「対象職員」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「対象年度」という。）

（対象年度に職員でなかった者その他対象年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない対象職員として任命権者が別に定める対象職員にあつては、任命権者が別に定める年度）において、当該対象職員に対し、当該対象職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例（昭和63年尼崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市」を「市」に改め、同条第2項第1号中「法律」の次に「又はその委任を受けた条例」を加え、同項第4号中「第4条」を「。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項」に改め、「引き続き」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間

（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

（尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年尼崎市条例第3号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、「引き続いて」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

第7条中「該当する職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員（定年等条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第13条第2項中「対する」を「については、」に、「の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」を「中「定年前再任用短時間勤務職員」に、「とする」を「と読み替えて、同項の規定を適用する」に改める。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員

第16条第1項中「与えられている職員」を「与えられる場合」に改め、「尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年尼崎市条例第6号）第2条第1項の規定による修学部分休業（」及び「（昭和25年法律第261号）」を削り、「をいう。以下同じ。）の承認を受けている職員について」を「若しくは同法第26条の3第1項に

規定する高齢者部分休業をする場合」に、「その与えられている」を「、その与えられる」に改め、「承認に係る」を削り、「の時間（育児時間及び介護時間を与えられている場合、育児時間若しくは介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、それぞれこれら）」を「若しくは当該高齢者部分休業」に、「））」を「））」を「））」に改める。

付則第7項の見出し中「育児短時間勤務職員」の前に「給与条例付則第40項等の適用を受ける」を加え、同項中「付則第33項」を「付則第40項又は第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項若しくは第45項」に改め、「同項中」の次に「「までの規定」とあるのは「までの規定及び付則第40項の規定」と、」を加え、「、「給料月額に100分の98.5を乗じて得た額」を「「給料月額（給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定により給料として支給される額を含む。）」に改める。

（尼崎市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 尼崎市職員の再任用に関する条例（平成13年尼崎市条例第1号）は、廃止する。

（尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年尼崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「法律」の次に「又はその委任を受けた条例の規定」を加え、同項第4号中「）第4条」を「。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項」に改め、「引き続いて」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された

期間を含む。)を延長された管理監督職(同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。)を占める職員

(尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(尼崎市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第14条 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例(平成31年尼崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「与えられている職員又は尼崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年尼崎市条例第17号)第16条第1項の規定による部分休業(」を「与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは」に、「をいう。以下同じ。)の承認を受けている職員について」を「をする場合」に、「その与えられている」を「、その与えられる」に、「承認に係る部分休業の時間(介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、これら」を「高齢者部分休業若しくは当該部分休業」に改め、「(当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間)」を削る。

(尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第15条 尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「者」を「職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第35項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。



(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から当該基準日の属する年の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年（第8条の規定による改正後の尼崎市職員の定年等に関する条例（以下「定年等条例」という。）（以下「改正後の定年等条例」という。）第3条（改正後の定年等条例付則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下同じ。）が当該基準日の前日における新定年を超える職及びこれに相当する職で当該基準日以後に設置されたものその他の任命権者が別に定める職に、当該基準日から当該基準日の属する年の翌年の3月31日までの間に改正後の定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）のうち、当該基準日の前日において同日におけるこれらの職に係る新定年に達している職員（任命権者が別に定める職にあつては、任命権者が別に定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年（第8条の規定による改正前の定年等条例（以下「改正前の定年等条例」という。）第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢。第5項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えな

い範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その定められた任期の末日は、当該者に係る特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- (1) 施行日前に定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に該当する者を除く。）であって、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（第1号に該当する者を除く。）であって、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項から付則第10項までの規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

- (1) 施行日以後に定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年等条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に改正後の定年等条例第14条第1項の規定により採

用された者のうち、改正後の法第22条の5第3項において準用する改正後の法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号のいずれかに該当する者を除く。）であって、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（第1号から第4号までのいずれかに該当する者を除く。）であって、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

5 任命権者は、付則第3項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）における付則第3項各号のいずれかに該当する者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、付則第4項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合における同項各号のいずれかに該当する者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

7 任命権者は、改正後の法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3項各号のいずれかに該当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤

務の職（同条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものをおいているものとした場合における旧定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものをおいているものとしたときにおける旧定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後の法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第4項各号のいずれかに該当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものをおいているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）に達している者（改正後の定年等条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

9 任命権者は、付則第7項の規定によるほか、改正後の法第22条の5第3項において準用する改正後の法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が組織する地方公共団体の組合における付則第3項各号のいずれかに該当する者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務

の職に係る旧定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

10 令和14年3月31日までの間、任命権者は、付則第8項の規定によるほか、改正後の法第22条の5第3項において準用する改正後の法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が組織する地方公共団体の組合における付則第4項各号のいずれかに該当する者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢に達している者（改正後の定年等条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、付則第3項後段の規定を準用する。

11 付則第3項から前項までの規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新後の任期の末日は、その暫定再任用職員（付則第3項から前項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に係る特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

12 前項の規定による暫定再任用職員の任期の更新は、暫定再任用職員のその更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に限り、行うことができる。

13 任命権者は、付則第11項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次のとおりとする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢とする。

16 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の法第22条の4第4項の条例で定める職は、次のとおりとする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種のもを占めているものとしたときにおける旧定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3項から第11項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における新定年が当該基準日の前日における新定年を超える職とする。

(1) 当該基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 当該基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職がその基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、付則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合

において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

2 1 暫定再任用職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業の業務に従事するもの（以下「企業職員」という。）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下この項から付則第32項までにおいて同じ。）で暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。付則第23項から第32項までにおいて同じ。）以外のもの（以下「暫定再任用常勤職員」という。）の給料月額は、暫定再任用常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の定年等条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この項から付則第32項までにおいて同じ。）であるものとした場合に適用される給料表（尼崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表をいう。以下同じ。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常勤職員の等級に応じた額とする。

2 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常勤職員の給料月額は、尼崎市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業等条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、前項に規定する給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常勤職員の同項に規定する育児短時間勤務職員としての勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。ただし、給与条例第18条並びに第21条第4項、第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定を適用する場合は、この限りでない。

- 23 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の等級に応じた額に、付則第31項の規定により暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する第3条の規定による改正後の勤務条件条例（以下「改正後の勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。
- 24 暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第21条第3項及び第21条の4第1項の規定を適用する。
- 25 給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の給与条例第21条第6項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）付則第11項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第12条の4第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 27 改正後の給与条例第4条、給与条例第5条から第9条まで並びに改正後の給与条例第9条の2、第12条、第12条の3及び付則第49項から第54項までの規定は、暫定再任用職員には、適用しない。



- 28 暫定再任用職員については、第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例第1条ただし書中「者」とあるのは「者及び尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）付則第3項から第6項までの規定により採用された者」と、同条例第12条の3第1項第2号中「地方公務員法」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第8条第6項の規定により読み替えて適用する地方公務員法」と読み替えて、同条例第1条及び第12条の3第1項の規定を適用する。
- 29 暫定再任用職員については、第6条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第1条中「者を」とあるのは「者並びに尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）付則第3項から第6項までの規定により採用された者を」と、同条例第12条の3第1項第2号中「地方公務員法」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第8条第6項の規定により読み替えて適用する地方公務員法」と読み替えて、同条例第1条及び第12条の3第1項の規定を適用する。
- 30 暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の育児休業等条例（以下「改正後の育児休業等条例」という。）第7条の規定を適用する。
- 31 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務条件条例第2条第3項、第5項及び第6項並びに第21条並びに改正後の育児休業等条例第15条の規定を適用する。
- 32 暫定再任用短時間勤務職員については、前項の規定により暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する改正後の勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を、第7条の規定による改正後の尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第5条第1項に規定する

正規の勤務時間とみなして、同項の規定を適用する。

33 暫定再任用職員（企業職員に限る。）については、定年前再任用短時間勤務職員（企業職員に限る。）とみなして、第4条の規定による改正後の尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の3の規定を適用する。

34 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める技能労務職員に限る。）については、定年前再任用短時間勤務職員（技能労務職員に限る。）とみなして、勤務条件条例付則第7項において準用する改正後の勤務条件条例第2条第3項、第5項及び第6項並びに第21条の規定を適用する。

35 付則第3項から前項までに規定するもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、任命権者が、又は市長及び尼崎市公営企業管理者以外の任命権者が市長と協議して定める。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

36 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年相当年齢が当該基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年相当年齢が新定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する当該基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の任命権者が別に定める短時間勤務の職（以下「新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、当該基準日の前日までに改正後の定年等条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（当該基準日前から改正後の定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後当該基準日以後に退職をした者を含む。）のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該任命権者が別に定める短時間勤務の職にあっては、任命権者が別に定める者）を、改正後の定年等条例第13条又は第14条第1項の規定

により採用することができず、かつ、新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該任命権者が別に定める短時間勤務の職にあつては、任命権者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項の条例で定める年齢）

３７ 令和３年改正法附則第２条第３項の条例で定める年齢は、６０歳とする。

（委任）

３８ 付則第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が、又は市長及び尼崎市公営企業管理者以外の任命権者が市長と協議して定める。

（尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

３９ 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年尼崎市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項中「付則第４１項から第４６項」を「付則第４９項から第５４項」に改める。

（説 明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。



議案第 89 号

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 1 項」の次に「（第 2 号を除く。）」を、「第 10 条第 1 項」の次に「（第 1 号から第 4 号までを除く。）」を加える。

第 2 条中「第 2 条第 1 項本文」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 3 号ア中「。）が」を「。）に係る」に、「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間を経過する日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、 2 歳」を「当該子に係る 2 歳」に改め、同号イ中「第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（」を削り、「子が」を「子に係る」に改め、「この号において」を削り、「がする」を「が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする」に改め、「とされた日」を削り、「）に」を「。以下イにおいて同じ。）に」に、「に限る。）」を「であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子に係る 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改め、同号ウ中「する非常勤職員で」を「している非常勤職員であって」に改める。

第 2 条の 3 第 1 号中「が 1 歳に達する日（以下この条において「」を「に係る」に改め、「」という。）」を削り、同条第 2 号中「子が」を「子に係る」に改め、同条第 3 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次

に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が別に定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子に係る1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあつては、当該末日（当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号にエとして次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあつては、当該末日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしている場合で次条第7号に掲げる事情に該当するときにあ

っては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条に規定する場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第8条第3項中「が1歳に達した日」を「に係る1歳到達日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の尼崎市職員の育児

休業等に関する条例第3条第5号に規定する育児休業をした者については、同号の規定は、なおその効力を有する。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 90 号

尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例について

尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例

尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例（平成 21 年尼崎市条例第 30 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第 1 条に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）であった者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に離職した場合におけるその離職については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

3 非常勤職員であった者で施行日の前日に離職したもののうち施行日に再び非常勤職員となった者（以下「特例対象者」という。）のその離職に対する前項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の条例の規定の適用については、特例対象者は施行日に再び非常勤職員とならなかつたものとみなす。

（説 明）

離職慰労金制度を廃止するため、条例の廃止が必要であることから、

本案を提出する。

議案第 91 号

尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例について

尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する法第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員（法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）をいう。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、その任命に係る職員（法第 26 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当する者で 55 歳に達したものに限る。以下同じ。）が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間（尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 18 号）第 20 条の規定により介護時間を与えられる場合又は法第 26 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する部分休業をする場合は、2 時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範

圏内で、30分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請)

第3条 前条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、その任命権者が別に定めるところにより、当該任命権者に対し、高齢者部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに高齢者部分休業をしようとする日及び時間帯を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

(高齢者部分休業の期間の延長の承認)

第4条 第2条の規定は、高齢者部分休業をしている職員(以下「部分休業中職員」という。)がその高齢者部分休業の期間の延長をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第4条第1項において準用する前項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第2条第1項の規定による高齢者部分休業の期間の延長の承認を受けようとする部分休業中職員は、その任命権者が別に定めるところにより、当該任命権者に対し、その延長後の高齢者部分休業の期間の末日その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

(高齢者部分休業中の給与の取扱い)

第5条 部分休業中職員が勤務しない場合には、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号)第14条第1項の規定にかかわらず、当該部分休業中職員に対して、その勤務しない1時間につき同条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い)

第6条 高齢者部分休業をした職員に対する尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号)第10条第4項の規定の適用については、その高齢者部分休業の期間は、同項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 高齢者部分休業をした職員に対する尼崎市教育職員の退職手当に関

する条例（昭和35年尼崎市条例第18号）第7条第4項の規定の適用については、その高齢者部分休業の期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

（高齢者部分休業の承認の取消し）

第7条 任命権者は、その任命に係る部分休業中職員が担当すべき業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となったときは、当該部分休業中職員の同意を得て、その高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条第1項の規定による承認の手続は、この条例の施行前においても、同条及び第3条の規定の例により行うことができる。

（説 明）

高齢者部分休業を導入するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。



議案第 92 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（手数料を徴収する事務及び手数料の額）

第 2 条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく事務で別表第 1 に掲げるもの 同表に定める額
- (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）又は租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の規定に基づく事務で別表第 2 に掲げるもの 同表に定める額
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）又は都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）の規定に基づく事務で別表第 3 に掲げるもの 同表に定める額
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の規定に基づく事務で別表第 4 に掲げるもの 同表に定める額
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の規定に基づく事務で別表第 5 に掲げるもの 同表に定める額
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定に基づく事務で別表第 6 に掲げるもの 同表に定める額
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87

号)の規定に基づく事務で別表第7に掲げるもの 同表に定める額

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)の規定に基づく事務で別表第8に掲げるもの 同表に定める額

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の規定に基づく事務で別表第9に掲げるもの 同表に定める額

(10) 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)の規定に基づく事務で別表第10に掲げるもの 同表に定める額

第4条中「第2条第1項各号に掲げる事務」を「別表第1から別表第10までに掲げる事務のいずれか」に、「当該」を「その」に改める。

第6条中「第2条第1項各号に掲げる事務(同項第1号から第39号の3まで、第62号及び第67号から第76号までに掲げるものを除く。)」を「別表第2から別表第4まで、別表第7(第5項及び第8項を除く。)及び別表第10に掲げる事務」に、「は、」を「は、その」に改める。

付則の次に別表として次の10表を加える。



別表第 1

- 1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 床面積の合計が 30 平方メートル以下のもの	11,000 円
(2) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの	19,000 円
(3) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	31,000 円
(4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	43,000 円
(5) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	68,000 円
(6) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	93,000 円
(7) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	221,000 円
(8) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	338,000 円
(9) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	609,000 円
<p>摘要 床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）その建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあっては、その増加する部分の床面積）</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）その建築物の移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1</p>	

- 2 法第 8 7 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第 8 7 条の 4 において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)	
(1) 建築設備を設置する場合（次号に該当する場合を除く。）	ア 小荷物専用昇降機	10,000 円
	イ 小荷物専用昇降機以外のもの	16,000 円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	ア 小荷物専用昇降機	5,000 円
	イ 小荷物専用昇降機以外のもの	9,000 円

- 3 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 工作物を築造する場合(次号に該当する場合を除く。)	12,000円
(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円

- 4 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の検査(次項に該当するものを除く。) 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)	
	A 中間検査を受けたもの	B Aに掲げるもの以外のもの
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	13,000円	14,000円
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	17,000円	18,000円
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	21,000円	22,000円
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	29,000円	30,000円
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	45,000円	47,000円
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	61,000円	64,000円
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	147,000円	157,000円
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	232,000円	242,000円
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	437,000円	457,000円
摘要 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあってはその建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあってはその建築物の移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		

備考 「中間検査」とは、第8項に規定する中間検査をいう。

- 5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この表において「省エネ判定」という。))を受けた部分を含むものに限る。)に関する完了の検査 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
(2) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円

(3) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	85,000 円
(4) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	134,000 円
(5) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	169,000 円
(6) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	211,000 円
(7) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	296,000 円

6 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 小荷物専用昇降機	11,000 円
(2) 小荷物専用昇降機以外のもの	19,000 円

7 法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物に関する完了の検査 1 件につき 12,000 円

8 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 20 項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する検査（以下この表において「中間検査」という。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートル以下のもの	12,000 円
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの	16,000 円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	19,000 円
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	25,000 円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	40,000 円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	53,000 円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	120,000 円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	190,000 円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	380,000 円

9 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号（これらの規定を法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証交付前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

1 件につき 1 2 0 , 0 0 0 円

- 1 0 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 1 件につき 5 0 , 0 0 0 円
- 1 1 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7 , 0 0 0 円
- 1 2 法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 3 3 , 0 0 0 円
- 1 3 法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく道路内における公益上必要な建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 3 3 , 0 0 0 円
- 1 4 法第 4 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の上空又は路面下に設ける建築物の建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7 , 0 0 0 円
- 1 5 法第 4 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路内における公共用歩廊等の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円
- 1 6 法第 4 7 条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円
- 1 7 法第 4 8 条第 1 項から第 1 4 項までのただし書（これらの規定を法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築物の建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 8 0 , 0 0 0 円
- 1 8 法第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円
- 1 9 法第 5 2 条第 1 0 項、第 1 1 項又は第 1 4 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6

- 0, 000円
- 20 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円
- 21 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 22 法第55条第2項の規定に基づく第1種低層住居専用地域等における建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 23 法第55条第3項各号の規定に基づくその敷地の周囲に空地を有する建築物等の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 24 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 25 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 26 法第59条第1項第3号又は第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、壁面の位置又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 27 法第59条の2第1項の規定に基づくその敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 28 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における公益上必要な建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

- 29 法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 30 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 31 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 32 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 33 法第68条の5の5の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 34 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 35 法第68条の7第5項の規定に基づく地区計画等の区域内における予定道路に係る建築物の容積率の特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 36 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円
- 37 法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 38 法第86条第1項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物の数が1又は2である場合	78,000円
(2) 建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

39 法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

40 法第86条第3項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物の数が1又は2である場合	220,000円
(2) 建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

41 法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

42 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

43 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

44 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

45 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えて得た額

46 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づき建築する建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

47 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

48 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

49 法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円



別表第 2

1 租税特別措置法（以下この表において「法」という。）第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ又は第 63 条第 3 項第 7 号イの規定に基づく一団の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 86,000 円

2 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ又は第 63 条第 3 項第 5 号イの規定に基づく一団の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール未満のもの	86,000 円
(2) 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの	130,000 円
(3) 造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの	190,000 円
(4) 造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	260,000 円
(5) 造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの	390,000 円
(6) 造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの	510,000 円
(7) 造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの	660,000 円
(8) 造成宅地の面積が 10 ヘクタール以上のもの	870,000 円

3 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ又は第 63 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロの規定に基づく住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 住宅等の床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	6,200 円
(2) 住宅等の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	8,600 円
(3) 住宅等の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	13,000 円
(4) 住宅等の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	35,000 円
(5) 住宅等の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	43,000 円
(6) 住宅等の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	58,000 円（申請に係る住宅等の敷地の用に供される土地の面積の合計が 1,000 平方メートル未満であるものにあつては、43,000 円）

4 租税特別措置法施行令（以下この表において「政令」という。）第 20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の 4 第 24 項に規定する要件に該当

する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき  
31,000円

5 政令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であること  
についての認定の申請に対する審査 1件につき32,000円

6 政令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認  
定の申請に対する審査 1件につき24,000円

別表第3

1 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 次表の左欄に掲げる開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 主として自己居住目的で行う場合	B 主として自己業務目的で行う場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 面積が0.1ヘクタール未満のもの	8,600円	13,000円	86,000円
(2) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	22,000円	30,000円	130,000円
(3) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	43,000円	65,000円	190,000円
(4) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	86,000円	120,000円	260,000円
(5) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	130,000円	200,000円	390,000円
(6) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	170,000円	270,000円	510,000円
(7) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	220,000円	340,000円	660,000円
(8) 面積が10ヘクタール以上のもの	300,000円	480,000円	870,000円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的をいう。
- 2 「自己業務目的」とは、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的をいう。

2 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（開発行為の変更が当該区分のうち2以上に該当するときは、その該当する区分に応じた同欄に掲げる額の合計額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円））

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 開発行為に関する設計の変更（次号のみに該当する変更を除く。）	前項に定める額（次号に該当する変更を伴う場合にあっては同項の表の左欄に掲げる変更前の開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じそれぞれ同欄に掲げる額、開発区域の縮小を伴う場合にあっては同表の左欄に掲げる縮小後の開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じそれぞれ同欄に掲げる額）に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号	前項の表の左欄に掲げる新たに開発区域に編入される土地の面積の区分及び同表の右欄に

までのいずれかに該当する事項の変更	掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額
(3) 前2号に該当する変更以外の変更	10,000円

3 法第37条第1号の規定に基づく完了公告（法第36条第3項の規定による公告をいう。以下この表において同じ。）前の建築等の承認の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 主として自己居住目的で行う場合	B 主として自己業務目的で行う場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 完了公告に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1,000円	1,500円	9,700円
(2) 完了公告に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	2,500円	3,400円	14,500円
(3) 完了公告に係る開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	4,900円	7,300円	21,800円
(4) 完了公告に係る開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	9,700円	13,600円	29,000円
(5) 完了公告に係る開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	14,500円	22,300円	43,500円
(6) 完了公告に係る開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	19,400円	30,000円	57,100円
(7) 完了公告に係る開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	24,200円	37,700円	73,500円
(8) 完了公告に係る開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	33,900円	53,200円	97,600円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、第1項の表備考1に規定する自己居住目的をいう。
- 2 「自己業務目的」とは、第1項の表備考2に規定する自己業務目的をいう。

4 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域の定められていない土地の区域における建築物の建蔽率、高さ、壁面の位置等に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき46,000円

5 法第42条第1項ただし書の規定に基づく開発区域内における予定建築物等以外の建築物の新築等の許可の申請に対する審査 1件につき26,000円

6 法第43条第1項の規定に基づく市街化調整区域における開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	6,900円
(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	18,000円
(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	39,000円

(4) 敷地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	69,000 円
(5) 敷地の面積が 1 ヘクタール以上のもの	97,000 円

7 法第 45 条の規定に基づく開発許可に基づく地位の承継の承認の申請（以下この表において「承認申請」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己居住目的で行うものである場合又は主として自己業務目的で行うものでその開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものである場合	1,700 円
(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己業務目的で行うもので、その開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものである場合	2,700 円
(3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合	17,000 円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、第 1 項の表備考 1 に規定する自己居住目的をいう。
- 2 「自己業務目的」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する自己業務目的をいう。

8 法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙 1 枚につき 470 円

9 都市計画法施行規則第 60 条第 1 項に規定する書面（法第 29 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に基づく許可が不要であることを証する書面に限る。）の交付 1 件につき 4,600 円

別表第 4

- 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この表において「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業（以下この表において「高齢者住宅事業」という。）の登録又は同条第 2 項の規定に基づくその更新の申請に対する審査（次項に該当するものを除く。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 申請戸数が 10 戸以下のもの	25,000 円
(2) 申請戸数が 11 戸以上 20 戸以下のもの	29,000 円
(3) 申請戸数が 21 戸以上 30 戸以下のもの	34,000 円
(4) 申請戸数が 31 戸以上 40 戸以下のもの	38,000 円
(5) 申請戸数が 41 戸以上 50 戸以下のもの	42,000 円
(6) 申請戸数が 51 戸以上 70 戸以下のもの	50,000 円
(7) 申請戸数が 71 戸以上 100 戸以下のもの	63,000 円
(8) 申請戸数が 101 戸以上のもの	75,000 円

備考 「申請戸数」とは、申請に係る高齢者住宅事業に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数をいう。

- 2 法第 5 条第 1 項の規定に基づく高齢者住宅事業（次表各号に該当する場合に限る。）の登録又は同条第 2 項の規定に基づくその更新の申請に対する審査 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1 件につき)	
(1) サービス付き高齢者向け住宅について、各居住部分の床面積が 25 平方メートル未満のものである場合又は各居住部分が台所、収納設備若しくは浴室を備えていないものである場合	ア 申請戸数が 10 戸以下のもの	6,200 円
	イ 申請戸数が 11 戸以上 20 戸以下のもの	6,900 円
	ウ 申請戸数が 21 戸以上 30 戸以下のもの	7,600 円
	エ 申請戸数が 31 戸以上 40 戸以下のもの	8,300 円
	オ 申請戸数が 41 戸以上 50 戸以下のもの	9,000 円
	カ 申請戸数が 51 戸以上 70 戸以下のもの	9,700 円
	キ 申請戸数が 71 戸以上 100 戸以下のもの	11,000 円
	ク 申請戸数が 101 戸以上のもの	12,000 円
(2) 家賃等の前払金を受領するものである場合	6,200 円	
(3) 入居契約が賃貸を目的としないものである場合	4,200 円	
摘要 申請のあった高齢者住宅事業が各号の 2 以上に該当する場合は、その該当する号に定める額の合計額とする。		

備考 「申請戸数」とは、前項の表備考に規定する申請戸数をいう。

## 別表第5

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

## 別表第6

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の通知に係る申出があった場合における審査 別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）

別表第7

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この表において「建築等計画」という。）の認定又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「維持保全計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)				
	建築等計画（新築に係るものに限る。）		建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）又は維持保全計画		
	申請書に確認書等の写しが添付されている場合	申請書に確認書等の写しが添付されていない場合	申請書に確認書等の写しが添付されている場合	申請書に確認書等の写しが添付されていない場合	
(1) 認定申請のあった計画が一户建ての住宅等に係るものである場合	16,000円	55,000円	21,000円	72,000円	
(2) 認定申請のあった計画が複数住戸共同住宅等に係るものである場合	ア 認定申請のあった計画に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が200平方メートル以内のもの	16,000円	55,000円	21,000円	72,000円
	イ 対象住戸の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円	126,000円	37,000円	168,000円
	ウ 対象住戸の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円	203,000円	61,000円	269,000円
	エ 対象住戸の床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円	411,000円	114,000円	542,000円
	オ 対象住戸の床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円	720,000円	171,000円	955,000円



カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	193,000 円	1,224,000 円	251,000 円	1,628,000 円
キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	326,000 円	2,260,000 円	425,000 円	3,008,000 円
ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	405,000 円	3,216,000 円	530,000 円	4,284,000 円
ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メートルを超えるもの	485,000 円	3,961,000 円	627,000 円	5,270,000 円

摘要

- 1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の認定申請があった場合（2 において「同時複数申請の場合」という。）は、第 2 号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。
- 2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）とする。

備考

- 1 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。
- 2 「一戸建ての住宅等」とは、一戸建ての住宅又は共同住宅等でその住戸の戸数が 1 であるもの（3 において「単一共同住宅等」という。）をいう。
- 3 「複数住戸共同住宅等」とは、単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。

- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づく法第 6 条第 1 項の認定（法第 8 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を含む。以下この表において「計画認定」という。）を受けた建築等計画又は維持保全計画（当該変更の認定があったときは、その変更後のもの）の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（法第 9 条第 1 項又は第 3 項に規定する場合におけるものを除く。以下この項から第 5 項までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査（次項から第 4 項までのいずれかに該当するものを除く。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)	
	建築等計画 (新築に係 るものに限	建築等計画 (増築又は改 築に係るもの

		る。)	に限る。)又は維持保全計画
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		9,100円	11,000円
(2) 変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等にも係る場合	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸(以下この項において「対象住戸」という。)の床面積が200平方メートル以内のもの	9,100円	11,000円
	イ 対象住戸の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円	21,000円
	ウ 対象住戸の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円	38,000円
	エ 対象住戸の床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円	67,000円
	オ 対象住戸の床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円	109,000円
	カ 対象住戸の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円	173,000円
	キ 対象住戸の床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	221,000円	285,000円
	ク 対象住戸の床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	265,000円	343,000円
	ケ 対象住戸の床面積が30,000平方メートルを超えるもの	310,000円	393,000円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における2以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合(2において「同時複数申請の場合」という。)は、第2号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第2号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第2号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)とする。</p>			

備考

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、前項の表備考2に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、前項の表備考3に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

- 3 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る住宅に係る確認書等(第1項の表備考1に規定する確認書等をいう。)の写しが添付されていないものに限る。以下この項において同じ。)に対する審査で、その計画変更が法第6条第1項第1号に掲げる基準(以下この表において「1号基準」という。)に適合するかどうかを判定するもの(次項に該当するものを除く。) 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1件につき)	
	建築等計画	建築等計画

		(新築に係るものに 限る。)	(増築又は改築に係るもの に限る。)又は維持保全計 画
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に 係るものである場合		38,000 円	51,000 円
(2) 変更 認定申 請のあ った計 画変更 が複数 住戸共 同住宅 等にも 係る 場合	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住 戸(以下この項において「対象住戸」とい う。)の床面積が 200 平方メートル以内の もの	38,000 円	51,000 円
	イ 対象住戸の床面積が 200 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内のもの	98,000 円	131,000 円
	ウ 対象住戸の床面積が 500 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内のもの	156,000 円	208,000 円
	エ 対象住戸の床面積が 1,000 平方メートル を超え 3,000 平方メートル以内のもの	320,000 円	428,000 円
	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートル を超え 5,000 平方メートル以内のもの	587,000 円	784,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートル を超え 10,000 平方メートル以内のもの	1,031,000 円	1,377,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	1,934,000 円	2,583,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メー トルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	2,811,000 円	3,754,000 円
	ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メー トルを超えるもの	3,477,000 円	4,644,000 円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があ った場合(2において「同時複数申請の場合」という。)は、第 2 号中「床面 積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た 額(その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数がある ときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り 上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこ れを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り 上げる。)とする。</p>			

備考

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、第 1 項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等を  
いう。

4 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が法第 6 条第 1 項第 2  
号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる基準(以下この表において「2  
号等基準」という。)に適合するかどうかを判定するもの 第 2 項の  
表に定める額(前項に該当するものにあつては、同項に定める額)に  
次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1 件につき)	
	建築等計画 (新築に係 るものに 限る。)	建築等計画 (増築又は改 築に係るもの に限る。)又 は維持保全計 画

		画		
(1)	変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合	7,000円	9,300円	
(2)	変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等にも係るものである場合	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が200平方メートル以内のもの	7,000円	9,300円
		イ 対象住戸の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	12,000円	16,000円
		ウ 対象住戸の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円	23,000円
		エ 対象住戸の床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	35,000円	47,000円
		オ 対象住戸の床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円	62,000円
		カ 対象住戸の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	58,000円	78,000円
		キ 対象住戸の床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	105,000円	140,000円
		ク 対象住戸の床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	140,000円	187,000円
		ケ 対象住戸の床面積が30,000平方メートルを超えるもの	175,000円	234,000円

摘要

- 複数住戸共同住宅等における2以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合（2において「同時複数申請の場合」という。）は、第2号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。
- 同時複数申請の場合は、この表第2号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第2号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。）とする。

備考

- 「一户建ての住宅等」とは、第1項の表備考2に規定する一户建ての住宅等をいう。
- 「複数住戸共同住宅等」とは、第1項の表備考3に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

5 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）

の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査についての申出があった場合における審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出に伴う変更認定申請に係る計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合	第1項から前項までに定める額（それぞれ一户建ての住宅等の建築等計画に係るものに限る。）に、別表第1第1項の表に定める額に相当する額（申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出に伴う変更認定申請に係る建築物に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額。次号において同じ。）を加えて得た額
(2) 申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出	第1項から前項までに定める額（それぞれ複数住戸共同住宅等の住戸の建築等計画に係るものに限る。）に、別表第

に伴う変更認定申請に係る計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合	1 第 1 項の表に定める額に相当する額を加えて得た額
--------------------------------------	-----------------------------

備考

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、第 1 項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

6 法第 8 条第 1 項の規定に基づく計画変更の認定の申請（法第 9 条第 1 項又は第 3 項に規定する場合におけるものに限る。以下この表において「変更認定申請」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額 (1 件につき)
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		16,000 円
(2) 変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が 200 平方メートル以内のもの	16,000 円
	イ 対象住戸の床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	28,000 円
	ウ 対象住戸の床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
	エ 対象住戸の床面積が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	90,000 円
	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	133,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	193,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	326,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	405,000 円
	ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メートルを超えるもの	485,000 円

摘要

- 1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合（2 において「同時複数申請の場合」という。）は、第 2 号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。
- 2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）とする。

備考

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、第 1 項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

7 法第 10 条の規定に基づく計画認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 1 件につき 16,000 円

8 法第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 160,000 円

別表第 8

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）、法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第 4 6 条の 2 の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第 4 4 条第 2 号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)				
	A 申請規定書に定める面が付している場合	B A に該当する場合を除き、申請書に設計性能書が添付している場合	C A に該当する場合を除き、簡易法により定める場合	D A から C までに掲げる場合以外の場合	
(1) 申請のあった新築等計画又は計画変更の対象が一戸建て住宅である場合	ア 一戸建て住宅（変更認定申請にあつては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	7,000 円	9,100 円	—	40,000 円
	イ 一戸建て住宅の全体の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	7,500 円	9,600 円	—	45,000 円
(2) 申請のあった新築等計画若しくは	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあつては、そ	12,000 円	—	—	77,000 円

<p>変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が 変更又は請求の軽微な変更の計画（以下これを「対象計画」という。）に住宅が</p>	<p>の計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>				
	<p>イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	28,000円	—	—	130,000円
	<p>ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	67,000円	—	—	228,000円
	<p>エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	104,000円	—	—	318,000円
	<p>オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	168,000円	—	—	617,000円
	<p>カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	238,000円	—	—	1,065,000円
	<p>キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	373,000円	—	—	1,958,000円
	<p>(3) 対象計画等に非住宅部分が含まれる場合</p>	<p>ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	12,000円	—	96,000円
	<p>イ 非住宅部分の</p>	22,000円	—	124,000円	307,000円

全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの				
ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	163,000 円	397,000 円
エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	104,000 円	—	271,000 円	575,000 円
オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	154,000 円	—	347,000 円	703,000 円
カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	201,000 円	—	424,000 円	839,000 円
キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	243,000 円	—	492,000 円	953,000 円
ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	357,000 円	—	656,000 円	1,209,000 円
<b>摘要</b> 1 対象計画等が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。				

**備考**

- 1 「設計住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（規則で定めるものに限る。）をいう。
- 2 「簡易判定法」とは、市長が別に定める簡易な方法により法第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するかどうかを判定する方法をいう。
- 3 「一戸建て住宅」とは、一戸建ての住宅で、住宅の用途に供する部分（4 及び 5 において「住宅部分」という。）以外の部分が含まれないものをいう。
- 4 「共同住宅等部分」とは、3 に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分をいう。
- 5 「非住宅部分」とは、3 に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分以外の部分をいう。

2 法第 5 4 条第 2 項（法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に



ついでにの申出があつた場合における審査 前項の表に定める額に、別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う認定申請に係る新築等計画又は当該申出に伴う変更認定申請に係る計画変更に係る建築物に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額

別表第9

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）の申請、法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（以下この表において「変更判定申請」という。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更（以下この項において「計画変更」という。）が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の請求（以下この項において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額 (1件につき)		
		A 省エネ判定の対象が他の建築物ある場合（申請書に規則で定める書面が添付されている場合に限る。）	B Aに該当する場合を除き、モデル建築物法基準に適合するかどうかを判断する場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 省エネ判定の対象である非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合	ア 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	22,000円	26,000円
	イ 非住宅部分（変更判定申請及び交付請求にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号及び次号（アを除く。）において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	32,000円	37,000円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	46,000円	51,000円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が2,000平方	103,000円	118,000円	125,000円

	メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの			
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	168,000 円	175,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	216,000 円	224,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	260,000 円	270,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	379,000 円	390,000 円
(2) 前号に該当する場合以外の場合	ア 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円

備考

- 1 「他の建築物」とは、法第 34 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。）をいう。
- 2 「モデル建物法基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 3 「工場等」とは、工場、倉庫その他規則で定める施設をいう。

2 法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請（この表において「認定申請」という。）、法第 36 条第 1 項の規定

に基づく性能向上計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は省令第29条の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第26条第2号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査（次項に該当するものを除く。）次表に定める額

区 分		金 額 (1件につき)		
		A 申請規則で定める書面が付されている場合	B Aに該当する場合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかを判断する場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	—	42,000円
(2) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれを「対象建築物等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	—	74,000円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	—	126,000円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	—	222,000円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方	103,000円	—	310,000円

	メートル未満のもの			
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	—	1,923,000 円
(3) 対象建築物等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円

摘要

- 1 対象建築物等が第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、第2号及び第3号に定める額の合計額とする。
- 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 1 「モデル建物法誘導基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 2 「共同住宅等部分」とは、一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。

3 認定申請（その性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物の位置等」という。）が記載されている場合に限る。）又は変更認定申請（その計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合に限る。以下この表において同じ。）に対する審査 前項の表に定める額に、申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（同条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）ごとに次表に定める額を加えて得た額

区 分		金 額 (1件につき)		
		A 申請規則で定める面積が付している場合	B Aに該当する場合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判断する場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。以下この項において「対象他の建築物」という。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	—	42,000円
(2) 対象他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	—	74,000円

	の			
	イ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	28,000 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メ ートル未満のもの	66,000 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方 メートル未満のもの	103,000 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平 方メートル未満のも の	165,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平 方メートル未満のも の	234,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の 全体の床面積の合計 が 50,000 平方メー トル以上のもの	368,000 円	—	1,923,000 円
(3) 対象他の建築 物に非住宅部分 が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更 認定申請にあっては 、その計画変更に係 る部分に限る。以下 この号において同じ 。）の全体の床面積 の合計が 300 平方メ ートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 3 00 平方メートル以 上 1,000 平方メー トル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 1 ,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 2 ,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体 の床面積の合計が 5 ,000 平方メートル 以上 10,000 平方メ ートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円

カ	非住宅部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円	415,000円	823,000円
キ	非住宅部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円	482,000円	935,000円
ク	非住宅部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円	644,000円	1,187,000円
<b>摘要</b> 1 対象他の建築物が第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、第2号及び第3号に定める額の合計額とする。 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。				

**備考**

- 1 「モデル建物法誘導基準」とは、前項の表備考1に規定するモデル建物法誘導基準をいう。
- 2 「共同住宅等部分」とは、前項の表備考2に規定する共同住宅等部分をいう。

- 4 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査についての申出があった場合における審査 第2項の表又は前項の表に定める額に、申請建築物に係る別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う認定申請に係る性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この項において同じ。）又は当該申出に伴う変更認定申請に係る計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額
- 5 法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)			
	A 申請規則で定める面積が付している場合	B Aに該当する場合を除き、仕様基準に適合するか	C Aに該当する場合を除き、モデル建物法基準に適合	D AからCまでに掲げる場合以外の場合



			うかを 判定す る場合	す る か か か 定 場 を 判 る す 合	
(1) 申請 のあつ た建築 物が一 戸建て の住宅 である 場合	ア 一戸建ての住宅 の全体の床面積の 合計が 200 平方メ ートル未満のもの	6,900 円	20,000 円	—	37,000 円
	イ 一戸建ての住宅 の全体の床面積の 合計が 200 平方メ ートル以上のもの	7,400 円	22,000 円	—	42,000 円
(2) 申請 のあつ た建築 物に共 同住宅 等部分 が含ま れる場 合	ア 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 300 平方メ ートル未満のもの	12,000 円	37,000 円	—	74,000 円
	イ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	28,000 円	66,000 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 2,000 平方 メートル以上 5,00 0 平方メートル未 満のもの	66,000 円	126,000 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 5,000 平方 メートル以上 10,0 00 平方メートル未 満のもの	103,000 円	181,000 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 10,000 平方 メートル以上 25,0 00 平方メートル未 満のもの	165,000 円	328,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 25,000 平方 メートル以上 50,0 00 平方メートル未 満のもの	234,000 円	533,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分 の全体の床面積の 合計が 50,000 平方 メートル以上のも の	368,000 円	940,000 円	—	1,923,000 円
(3) 申請 のあつ た建築 物に非 住宅部 分が 含ま れる場 合	ア 非住宅部分の全 体の床面積の合計 が 300 平方メート ル未満のもの	12,000 円	—	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全 体の床面積の合計 が 300 平方メート ル以上 1,000 平方	22,000 円	—	119,000 円	300,000 円

メートル未満のもの				
ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	158,000 円	388,000 円
エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円
オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円
<p>摘要</p> <p>1 申請のあった建築物が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。</p> <p>2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。</p>				

備考

- 1 「仕様基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 2 「モデル建物法基準」とは、第 1 項の表備考 2 に規定するモデル建物法基準をいう。
- 3 「共同住宅等部分」とは、第 2 項の表備考 2 に規定する共同住宅等部分をいう。

別表第 10

1 尼崎市屋外広告物条例（以下この表において「条例」という。）第 8 条若しくは第 18 条第 3 項の規定に基づく屋外広告物等の表示若しくは設置の許可（以下この表において「表示等許可」という。）、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく屋外広告物等の変更等の許可又は同条第 2 項の規定に基づく表示等許可の更新の申請に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額
(1) 貼り紙及び貼り札		100 枚につき 300 円
(2) 看板又は広告板若しくは広告塔によるもの（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。）	ア 面積が 5 平方メートル未満のもの	1 枚又は 1 基につき 1,000 円
	イ 面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 枚又は 1 基につき 2,000 円
	ウ 面積が 10 平方メートル以上 15 平方メートル以下のもの	1 枚又は 1 基につき 3,000 円
	エ 面積が 15 平方メートルを超えるもの	1 枚又は 1 基につき 3,000 円に 15 平方メートルを超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,000 円を加えて得た額
(3) アーチによるもの		1 基につき 4,000 円
(4) 宣伝車		1 台につき 2,000 円
(5) アドバルーン		1 個につき 800 円
(6) 電柱又は街灯を利用する広告物		1 個につき 300 円
(7) 標識を利用する広告物		1 個につき 300 円
(8) 車体を利用する広告物		1 個につき 300 円（同一車体に 7 個以上掲出するとき又は 1 個の表示面積が 3 平方メートルを超えるものがあるときは、車体 1 台につき 2,000 円）
(9) 第 1 号から前号までに掲げる広告物以外の広告物		1 枚、1 基又は 1 個につき 300 円
摘要 貼り紙又は貼り札が 100 枚未満であるとき又は 100 枚に満たない端数があるときは、これを 100 枚とする。		

2 条例第 34 条第 1 項の規定に基づく屋外広告業の登録又は同条第 3 項の規定に基づくその更新の申請に対する審査 1 件につき 10,000 円

3 条例第 36 条第 1 項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項の証明 1 件につき 400 円

4 条例第 49 条第 1 項の規定により開催する講習会の受講料 1 科目につき 2,000 円

## 付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正前の尼崎市建築物等関係事務手数料条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条第 1 項第 4 9 号の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）附則第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 6 条の規定による改正前の租税特別措置法第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ又は第 7 号イに規定する認定の申請に対する審査については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第 2 条第 1 項第 4 9 号ア中「第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）附則第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 6 条の規定による改正前の租税特別措置法（イにおいて「改正前の租税特別措置法」という。）第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」と、同号イ中「第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」とあるのは「改正前の租税特別措置法第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の日前の請求に係る改正前の条例第 2 条第 1 項第 6 7 号の 2、第 6 9 号の 2 及び第 7 1 号に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

( 説 明 )

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他



議案第93号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和4年9月6日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
  - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
  - (2) [Redacted]
  - (3) [Redacted]
  - ア [Redacted]
  - イ [Redacted]
  - ウ [Redacted]
  - (4) [Redacted]
  - ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(5) [Redacted]

(6) [Redacted]

ア [Redacted]

(7) [Redacted]

(8) [Redacted]

3 金額等

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

(4) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]



- ウ [REDACTED]  
[REDACTED]
- (5) [REDACTED]  
[REDACTED]
- (6) [REDACTED]  
[REDACTED]
- ア [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- (7) [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- (8) [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

#### 4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち、当該借受人が死亡したもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。



議案第 94 号

令和 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

	尼崎市長 稲 村 和 美
1 当年度未処分利益剰余金	1, 474, 639, 047 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	1, 074, 639, 047 円
(2) 資本金への組入れ	400, 000, 000 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。



議案第 95 号

令和 3 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について

令和 3 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次の  
とおり処分するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

	尼崎市長 稲 村 和 美
1 当年度未処分利益剰余金	6 6 2 , 8 3 0 , 7 9 1 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	5 6 2 , 8 3 0 , 7 9 1 円
(2) 資本金への組入れ	1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 96 号

令和 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

令和 3 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお  
り処分するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |     |             |                          |
|-----|-------------|--------------------------|
| 1   | 当年度未処分利益剰余金 | 1, 4 4 3, 4 3 9, 0 1 4 円 |
| 2   | 処分方法及び処分数額  |                          |
| (1) | 建設改良積立金の積立て | 1, 4 4 3, 4 3 9, 0 1 4 円 |

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。





議案第 97 号

令和 3 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰  
余金の処分について

令和 3 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余  
金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	11,017,993,976円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	700,000,000円
(2)	一般会計繰出金	3,056,640,412円
(3)	資本金への組入れ	1,895,066,910円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 98 号

土地の譲渡について

土地を次のとおり譲渡するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

1 譲渡の目的 裁判所が提案する和解勧告を受け入れ早期解決を図るため

2 譲渡する土地

所 在	地 目	面積 (㎡)
[REDACTED]	宅地	17.99

3 譲渡の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

4 譲渡価格 50,000円

( 説 明 )

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出する。



議案第 99 号

工事請負契約について

庄下川河川改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 庄下川河川改修工事請負のため                                       |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市塚口町 6 丁目及び富松町 3・4 丁目<br>目の各一部<br>工事概要 河川改修工事 |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 801,900,000 円  |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市小中島 1 丁目 19 番 14 号<br>園建工業株式会社<br>代表取締役 杉 山 定 浩   |

(説 明)

庄下川河川改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	河川改修工事 施工延長 318.6メートル オープンシールド工 築堤・護岸